

「表紙 共 11 枚」

令和2年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1. 日 時 令和2年3月9日(月曜日) 午後1時30分

2. 場 所 日田市役所7階 大会議室

3. 出席委員

1番 小山一善	13番 江藤義幸
2番 石井照久	14番 川津清則
3番 栗秋喜一	16番 森 克男
4番 中島浩司	17番 飯田 隆
5番 湯浅正徳	18番 塩井明美
6番 河津裕治	19番 財津満寿光
7番 左原三枝子	
9番 伊藤明美	
11番 松原忠雄	
12番 梶 伸廣	

4. 出席事務局職員

係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主事 太郎良悠希 主事補 平原大輝

2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
- 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
- 第6号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積（下限面積）について
- 第7号 3月調査委員の選任について

6 報告

- 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

7 その他

- (1) 意見発表（今月は中止）
- (2) 令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画（案）について
- (3) 1月戸別訪問集計について
- (4) 3月現地調査
日 時 3月27日（金） 午前9時
※調査委員のみ

(5) 3月定例総会

日 時 4月8日(水) 午後1時30分 会 場: 7階 大会議室

(6) 行事日程

- ・ 3月 4日(水) 大分県農業会議監查理事会(会長)
- ・ 3月10日(火) 農地利用最適化推進委員選考委員会
- ・ 3月19日(木) 常設審議委員会(会長)
- ・ 3月25日(水) 大分県農業会議臨時総会(会長)

(7) その他

- ・ 「2月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「2月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日
- ・ 農地パトロールの結果について

事務局
(棕本富夫)

ただ今より定例総会を開会いたします。本日は8番の武内建則委員、15番の中山敦子委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数18名中、出席委員16名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また会議に入ります前にお願ひでございますが、議事進行上発言される場合は、挙手をして議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。農業委員会会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(小山一善)

皆さんこんにちは。忙しい中、多くの委員の方のご出席を賜りありがとうございます。連日、先月も言いましたが、コロナウイルスが世界的に感染が広がっているということでございまして、あらゆる不特定多数の方の多く集まる、増して密閉した場所での会合等は避けてくださいという通達が来ております。土地改良区はすべてが書面議決で対応しなさいということでございます。今日の定例総会でございますが1分でも早くこの部屋から出られるように議事の進行をしたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。それから、昨年、別府市と今年に入って由布市で農業委員の不祥事が連続して起きましたが、今度は鳥取県米子市の農業委員会会長の収賄事件、不動産業者から顧問料という形で月5万円、年間60万円をもらっていたということで逮捕されましたし、青森県弘前市の農業委員会事務局員による職員の個人情報漏洩事件が発生して、農業委員会に対する世間の目が一段と厳しくなっている状況でございますので、今一度、私たち農業委員、農地委員も一緒になって非常勤の地方公務員であるということを肝に銘じて、一切そのような不祥事を起こさないように気を付けていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、着席して議事の進行をしたいと思っております。

議事録署名委員ですが、こちらから指名してよろしいですか。

(はいの声)

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、今日の議事録署名委員は3番の栗秋喜一委員と12番の梶伸廣委員のお二方をお願いします。</p> <p>続きまして、議案訂正ですが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案訂正のほうがありますので、訂正をお願いします。</p> <p>議案集の6ページ、議案第3号農地法5条の規定による許可申請の件とあります。右のほうに9件とありますが、7件に訂正していただきたいと思います。議案集の9ページと10ページに13、14番の案件、この2件のほうが取り下げとなりましたので、今月の審議からは外れるということになります。</p> <p>この件に関しまして経過を説明いたします。この件ですが、覚えていらっしゃるかと思いますが、1月8日開催の定例総会の議案にあったもので、○の○申請が間に合わないということで、その時も取り下げした件です。今回は、○申請書が2月19日に○で受付されていまして、受理されておりましたので、こちらも許可申請書を受理したものです。ところが、先週、議案を発送した後に、○の本庁の担当部署であります○課から、○予定がこちらの○のほう令和3年10月を予定されており、半年以上先のは受付ができないということで取り下げの指示があったということで、行政書士事務所から連絡がありました。転用については、○の写しの添付が必要となっていますので、○、農地転用どちらも県の許可であるため、県の中で調整していただくようお願いしたところでしたが、その結果、農地転用の担当は本庁の農地活用・集落営農課というところですが、○ができないということであれば、他のもので変えられないかということについてはこれから協議していくということで、現状のままでは許可見込みはない、という回答をいただいたところでした。行政書士事務所のほうから今回の回答を伝えて転用者に連絡を取っていただいて、2回目となってしまいましたが取り下げの意思確認をして、今回また取り下げということになりました。</p> <p>お手をかけますが、議案の訂正をお願いします。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p> <p>調査委員 (左原三枝子)</p>	<p>それでは、議案審議に入りたいと思います。本日の調査委員長は7番の左原三枝子委員です。前のほうへ着席をお願いします。</p> <p>みなさんこんにちは。今月の調査委員の左原です。2月28日に江藤委員さんと塩井委員さんと現地を見て参りました。今日はよろしくをお願いします。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p> <p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より簡単な説明をお願いします。</p> <p>議案集1ページ目をお願いします。農地法第3条、今月は6件でございます。</p> <p>番号3からまいります。大山町東大山の〇と〇の2筆の申請でございます。合計面積が約1反5畝ありまして、譲渡人は西大山の〇さん、100歳ということで、ご高齢のため譲りたいということでございます。譲受人が同じく西大山の〇さん、譲り受けて農地として利用したいということでの申請でございます。場所は大山の〇の近くで、大山川を挟んだ対岸に農地があります。今回の2筆はつながっております。この2筆はかなり荒れているところを譲受人の〇さんが最近きれいにしており、ここで梅を栽培していくということでございます。</p> <p>続いて4番です。大字東有田〇ほか2筆で、計3筆5,798㎡の申請でございます。譲渡人が羽田町の〇さん、譲受人からの申し出があったということで譲りたいということで、譲受人が夜明中町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所が〇の東の端っこのほうにあります。今回の3筆がつながっております。元梨園を少しずつ譲受人の〇さんがキウイを植えて切り替えていくということでございます。譲渡人の〇さんは先月は譲受人ということで1筆上がってきましたが、それは栗の栽培をする分でもらっており、今回は梨に関しては縮小をしていく計画ということで梨園については譲り渡したいということでございます。</p> <p>2ページ目をお願いします。5番です。城町1丁目の〇ともう1筆、合わせて1反6畝弱あります。譲渡人が福岡県福岡市の〇さん、県外居住のため義理のお姉さんに譲りたいということで、譲受人がお姉さんである〇さん、譲渡人から申し出があったということで譲り受けて農地として使っていきたいということです。場所ですが、〇、〇の近くの〇のすぐ裏の農地になります。今回の2筆はつながっております。〇さんはここは稲作をしていくということでございます。</p> <p>続いて6番です。大字小野〇、面積349㎡、1筆の申請でございます。譲渡人が玉川町の〇さんで申請地を相続したが管理ができないということで譲りたいということで、譲受人が殿町の〇さん、申請地は自宅に隣接しており譲り受けたいということでございます。場所ですが県道宝珠山日田線の〇と〇のちょうど間くらいにある農地になります。この土地のすぐ隣が譲受人の〇さんのご自宅となっております。ここでは水稻栽培をしていくということでございます。</p> <p>続いて3ページの7番です。天瀬町赤岩の〇ともう1筆〇、2筆合わせた面積は約3反1畝でございます。譲渡人が日高町の〇さんで自宅から遠いため譲りたいということで、譲受人は天瀬町赤岩の〇さん、譲り受けて規模</p>
---	---

<p>調査委員 (左原三枝子) 事務局 (兵頭康之)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>を拡大したいということでございます。場所が天瀬をずっと玖珠方面に行きまして、玖珠との境です。慈恩の滝、道の駅等がこのあたりにあります。高台の農地の広がっている中の一角にありまして、2筆くっついてあります。</p> <p>続いて8番です。大字東有田の〇、840㎡1筆の申請です。譲渡人が千葉県の〇さん、申請地を相続したが県外居住のため耕作できないということで、上諸留町の〇さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所が県道日田玖珠線沿いで〇の近くの有田川との間にある農地になります。〇さんは水稻栽培していくということでございます。</p> <p>3条については、以上6件でございます。現地調査にご同行いただきました、左原委員にご意見をお伺いしたいと思っております。</p> <p>私たちが見た限り、特に今回は問題はなかったと思っております。</p> <p>それではチェックシートのほう、ご説明いたします。資料No.1、1ページから2ページにかけてが3条の分となります。農地法3条につきましては、こちらのチェックシートの項目に該当しないということが、許可の条件となりますが、今回の6件いずれも書類審査、現地調査において、チェックシートの項目に該当していないということで確認をしております。以上でございます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より別に問題ないということでございますし、また調査委員さんも現地調査した結果、問題ないということで許可ではないかということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思っております。</p> <p>(ありませんの声)</p> <p>ありませんか。それでは1号議案6件すべて許可ということで決定したいと思っております。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
--	---

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第2号農地法第4条について説明します。今月は3件ございます。議案集の4ページです。3番です。大字庄手の○、台帳地目は田の1,495㎡の第3種農地で、申請人が大字庄手の○さん、申請理由は○用地でございます。場所のほうですが、庄手の○、○のすぐそばに○さん、申請人が経営している○ですが、その奥の農地になります。すでに転用済みで○の一部となっております。現況は20年ほど前にこのような状態にしたということですが、追認案件ということになりますので始末書をいただきます。</p> <p>続きまして4番です。大字友田の○、台帳地目は畑の220㎡の第2種農地で申請人が大字友田の○さん、申請理由が一般住宅用地です。場所のほうですが、JR線が通っていて、○があつて、○さんという○があるすぐそばの農地となります。現況は建物が建っておりまして、こちらは60年から70年前に建ててしまったということで、こちらも追認案件ということになりますので始末書をいただくようにしております。</p> <p>続きまして議案集の5ページになります。5番です。大字高瀬の○ほか2筆で、台帳地目はすべて田の3筆合わせて460㎡の第3種農地で、申請人が福岡県福岡市の○さんで、申請理由が一般住宅及び進入路用地です。場所のほうですが、高瀬の○と○のある間くらいの農地になります。ここにすでに建物が建っております。申請人のお父さんの代にこのような状態にしてしまったということですが、こちらも追認案件になりますので始末書をいただくようにしております。</p> <p>以上3件が今月の4条申請になります。ここで現地調査にご同行いただいた左原委員に、一言いただきたいと思ひます。</p>
<p>調査委員 (左原三枝子)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私たちが見た限り、3件始末書がありましたけれど、特に問題はなかったと思ひます。</p> <p>それではチェックシートについて説明いたします。資料No.1の3ページと4ページが4条の分となります。すべての項目に該当しないということが許可の条件になっておりますが、書類審査、現地調査で、すべて該当しないことを確認しております。私の方からは以上です。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局より説明がございましたように、3件すべてすでに転用済ということで、追認案件として始末書徴取が相当だということで、調査委員も同様な見方をしていますが、何かありましたらご発言願ひたいと思ひます。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、この議案第2号につきましてはチェックシートの農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ということで、すべて始末書徴取の上、許可相当ということにします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第3号の農地法第5条について説明いたします。今月は7件になります。議案集の6ページの8番と9番ですが、こちらは場所が一緒ですので同時に説明させていただきます。申請地が8番は天瀬町五馬市の○で、台帳地目は畑の375㎡の第2種農地で、9番が天瀬町五馬市の○で、台帳地目が畑の549㎡です。譲渡人が2件とも福岡県福岡市の○さんで、譲受人が天瀬町五馬市の○さんです。申請理由は8番は駐車場用地、9番は植林用地となっております。場所のほうですが近くに○や離れてますが農業公園があります。○さんの自宅の北西側が○で植林用地で、南側が駐車場用地で自宅の敷地内を通っていきたいということで、ちょっと広く感じますが、一部法面で普通に駐車場として使えないということで広がっています。○は段があるのでクヌギを植えたいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして議案集の7ページの10番と、8ページの11番は同じ場所になりますので一緒に説明させていただきます。10番は若宮町の○で台帳地目は田の34㎡の第3種農地です。譲渡人は竹田新町の○さんと埼玉県の○さんで持ち分が2分の1ずつお持ちであります。譲受人が中央1丁目の○さんと○さんと○さんの先ほど譲渡人のお名前が出ましたが、その2人の3人で今度共同で持つということで、申請理由が進路用地です。11番は若宮町の○、台帳地目は田の496㎡の第3種農地で譲渡人は先ほどの譲渡人と同じで○さんと○さん、譲受</p>
--	---

<p>調査委員 (左原三枝子) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>人が中央1丁目の○さんで一般住宅用地でございます。場所のほうですが、○のすぐそばの農地となっております。10番の進入路用地があってその先に11番の一般住宅用地があります。北側隣に○さんの農地が残っているので進入路を共有にし、○さんがお家を建てられるということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、12番です。申請地が大字石井の○の台帳地目が畑の312㎡の第2種農地で、譲渡人が大字石井の○さんで、譲受人が大字石井の○さんで申請理由は公園用地です。場所のほうですが石井の里山公園がありますが、その一部で喫茶店が上のほうにあります、すぐそばの農地になります。里山公園の中に喫茶店があって建物的一部分がかかっている状態になっています。すでに農地ではなくなっておりまして公園の一部のようになっています。こちらは○さんが整備した公園ということで許可を受けずに○さんの土地を譲り受けて転用してしまったということで、追認案件ということになりますので、双方から始末書をいただくようにしております。</p> <p>続きまして、議案集の10ページの15番になります。申請地が大字高瀬の○、台帳地目は田の800㎡の第3種農地で譲渡人が福岡県大野城市の○さん、譲受人が大字高瀬の○さんで、申請理由は展示場及び廃車置場用地ということでございます。場所のほうですが、近くに○や○さんがあるバイパス沿いです。美濃の交差点がありますが、すぐそばになります。隣が○さんの所有の土地でそちらを通過して入りたいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして議案集の11ページで16番です。大字高瀬の○ほか2筆で、台帳地目は田の3筆合わせて2,546㎡の第3種農地で譲渡人が福岡県福岡市の○さん、譲受人が田島本町の○で申請理由が宅地分譲用地です。場所ですが、先ほど4条で追認案件が出たのがそばになるのですが、○のそばですが、そのすぐ裏手と言いますか、奥の農地になります。現況はかなり荒れた状態ですが、譲り受けて宅地分譲用地10区画の予定で利用したいということで申請が出ております。</p> <p>5条が以上7件で、ここで現地調査にご同行いただいた左原委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>私たちが見た限り、始末書1件と取り下げ2件がありましたが、あとは問題ないと思います。</p> <p>それでは、チェックシートについて説明をいたします。チェックシートの5ページから8ページですが、先ほど13番と14番は取り下げましたので、こちらは削除していただきたいと思います。ほか7件です。すべての項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、すべて該当しないことを確認しております。私の方からは以上です。</p>
---	---

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局より説明いただきましたが、番号12番については追認案件ということで、譲渡人、譲受人双方から始末書を徴取のうえ許可相当ということでございますが、皆様方の中で何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>ありませんか。</p> <p>なかったら、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、番号12番のみ始末書、ほかは許可相当ということにしたいと思います。</p> <p>これで左原委員長の役目は終わりです。ひとことお願いします。</p>
<p>調査委員 (左原三枝子)</p>	<p>日田をあっちこっち行って回って、時間も1日経ちましたが、スムーズにいきました。ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>調査委員長の左原委員長、それから江藤義幸委員、塩井明美委員のご三方にはたいへんお疲れさまでした。</p> <p>続きまして、議案第4号の、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規7件、再設定15件、中間管理事業3件、解約6件でございますが、議事参与ということで、番号〇番、〇番が〇委員ですが今日は欠席ですので、そのほかの〇番、〇番が〇委員が該当しますので、退席をお願いします。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>(○委員退席)</p> <p>○委員が退席しました。番号○番、○番で何かございましたらご発言願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、着席願います。</p> <p>(○委員着席)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>○委員が着席しました。ここで事務局の平原君より皆様方に説明があるということですので、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (平原大輝)</p>	<p>みなさんお疲れ様です。議案の第4号の利用集積計画について説明させていただきます。議案書の24ページの45番をご覧ください。中間管理事業に関する法律が改正されて農地中間管理事業の中で集積計画一括方式という新制度が創設されて、今回一括方式を使った貸借の案件のほうが出ておりますので、説明させていただきます。チェックシートの14ページ、一番最後のページをご覧ください。中間管理事業の貸借ではまず農地の出し手から中間管理機構にまず貸し付けをして、中間管理機構から担い手の方に貸し付けをする仕組みになっており、現在の制度では農地の出し手から中間管理機構へは、市町村は利用集積計画を農業委員会の総会で審議をして、その後市町村に公告したのちに、もう一つの配分計画を総会で報告をして、報告をした分を県のほうで審査をして、県知事の認可を得たのちに契約開始するという形ですが、新しい制度では本来配分計画での報告分を機構から借り手への貸借分である集積計画の中に入れ込んで、一緒に審議するという形になります。農業委員会総会前に予め集積計画に関して県知事の同意を得た状態で農業委員会総会で決定をして市町村の公告後、契約開始という形となっております。なお、現在の制度も利用可能なのでどちらでも対応可能となっております。チェックシートの13ページのほうを開いてください。13ページの45番ですが、中間管理機構から担い手の</p>

<p>議 長 (小山一善)</p> <p>17番 (飯田 隆)</p> <p>事務局 (平原大輝)</p> <p>17番 (飯田 隆)</p> <p>事務局 (平原大輝)</p> <p>17番 (飯田 隆)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>分も農業委員会の審査項目に入っていますので、ご了承のほうをよろしく申し上げます。この集積計画の一括方式を使用する際のメリットとしては、今の制度に比べて、申請から契約開始までにかかる期間が1か月間短縮されるということがひとつのメリットになっておりますので、よろしく申し上げます。私からは以上です。</p> <p>言われたとおり、一括方式になれば、申請してから契約までの期間が短縮されるということで、メリットがあるということでございますので、ご理解をお願いします。</p> <p>それでは、議事参与の中島委員以外の分について、それぞれのエリアをご覧になって、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>17番、飯田です。中間管理事業のことですが、今のは契約が4か月かかるということですが、これは4月からの適用ですか。</p> <p>こちらはもう、施行しており、今でも使えます。</p> <p>新制度を利用すれば、1か月短縮してできるということですか。</p> <p>1か月短縮して、3か月になります。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、議案第4号の、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規7件、再設定15件、中間管理事業3件、解約6件、受理したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について3件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
---	---

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案集28ページをご覧ください。議案第5号現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は3件申請がありました。番号1、前津江町赤石〇、地目は台帳が田、現況が原野で面積が840㎡と、前津江町赤石〇、地目は台帳が畑、現況が原野で面積が742㎡の2筆です。申請人は日田市前津江町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4に該当するものです。場所が、近くには〇がございます。筆の境目に谷と言いますか、沢と言いますかがあって、例えば農業機械を入れるのは難しい状況になっております。どちらも荒れた状態になっております。</p> <p>続きまして、番号2、天瀬町五馬市〇、地目は台帳が畑、現況が山林で、面積が406㎡です。申請人は福岡県福岡市の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4に該当するものです。場所は先ほどの5条申請でも出てきた場所に近いところですが、〇や〇が近くにあり、道路沿いの斜面の部分になっているところで、一面に竹が生えたりしています。</p> <p>最後に番号3、大字庄手〇、地目は台帳が田、現況が宅地で面積が157㎡です。申請人は静岡県静岡市の〇さんです。こちらは昭和50年6月4日に農地法4条の許可を受けて転用をしたものの登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当します。場所は〇の向かいのところになります。現況は住宅が建っている状況です。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただきました佐藤委員、河津正徳委員、江田委員はご意見を申し上げます。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学)</p>	<p>1番の前津江の赤石の件ですが、現地は大変荒れておりまして、イノシシも入っているようで、とても農地になるのは難しいと判断しましたが、隣にビニールハウスの骨組みがあり、ここは別の所有者で畑を作っています。向きから言うと東側になるので直接ここに木を植えたりしても日陰には影響しないと思うのですが、隣接者の許可は取れていないし、取る必要がないということですので、それが気がりですけど、対象地は非農地として認めざるを得ないかなと思っております。以上です。</p>
<p>農地委員 (河津正徳)</p>	<p>天瀬、中川地区の推進委員の河津です。先月2月26日午後、現地を調査しました。市道の法面の延長線上の農地です。現況は竹林として荒れておりますので市道に害を来たしておりますので、立派にしていきたいと思っておりますので、農地を外してほかの伐採とかしていただきたいと思っております。以上です。</p>

<p>農地委員 (江田 正)</p>	<p>前の日に、農業委員会から連絡がありまして、2月26日の午前中に現地でお会いしまして現場を見ましたが、もう長く住んでおらず空き家になっている状態でしたが、ほかには異常はありませんでしたので報告いたします。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について3件でございます。番号1番、2番は森林の様相を呈しているということで、地元のそれぞれの農地委員さんからも、ぜひ非農地証明書を発行してもらいたいということでございます。番号3番については昭和50年に許可を受けましたが転用の登記をしていなかったということで、再度申請ということでございます。この3件について発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、この3件について非農地証明書を発行したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積、下限面積について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>議案書30ページ目をお願いします。それと資料No.2、1枚紙でお配りさせていただいております。いっしょにご覧いただきたいと思います。資料No.2は別段面積の設定についてと書いている1枚紙となります。こちらは農地法3条で所有権移転するとき、あるいは利用権設定で借受けする時の譲受人、あるいは借受人の下限面積、日田市の場合は2反5畝ないと借りることができない、あとただし、空き家バンクを使えば面積緩和できるという内容の令和2年度に適用する面積の設定でございます。こちらは毎年総会で議決することとなっておりますので、今回のご提案は据え置きご提案になりますが、説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料No.2をご覧ください。農地法の規定について簡単におさらいしたいと思います。昨年中は2件、例外規定を使っています。農地法の規定では、農地法3条2項5号によって下限面積の規定はあります。これは北海道を除き5反というのが法定の面積になります。買受する面積と合わせて5反ないと買受け、あるいは借受けはできないとなっております。ただしとありますが農水省の基準というのがありまして農業委員会で独自の設定が可能となっております、経営面積が小さいと農業経営が効率的に行えないということでの下限面積の趣旨になっ</p>

<p>議 長 (小山一善) 農地委員 (佐藤 学)</p> <p>事務局 (兵頭康之)</p> <p>農地委員 (佐藤 学)</p>	<p>ております。先ほど少し申し上げました農地法の基準というのが施行規則17条1項と2項にありまして、1項というのが設定面積に満たない経営面積の者が日田市内の4割程度いれば設定できるというのがありまして、この規定で日田市は法定の50アールを下げた25アールの適用をここ数年してきております。もうひとつ第2項というのが遊休農地とかが相当存在し小規模経営者が増加しても特に支障がない場合は下げても良い。この規定を使いまして、空き家バンクを使った場合の1アールもしくはそれより小さい面積という設定を平成29年度から設定しております。今回、提案事項が2点ありますが、1点目が2反5畝ですね。基本的に農林業センサスの数値を用いて設定しております。今年度は特に状況が変わりませんので25アールで行こうと考えております。2点目が空き家バンクを使って、一緒に農地と家を取引する場合は2反5畝なくても許可するというものですが、これについても状況が変わりませんので据え置きということで提案をさせていただきたいと思っております。議案書30ページに戻りまして、1点目、2点目とも現行どおりで提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>下限面積が、今までどおりだということでございます。よろしいですか。</p> <p>前津江に限らず、どこも農地が荒れているところが多いと思っております。特に前津江でこの前、相談があったのですが、農地を取得したいという外部から来た人ですが、この条件に満たせないために農地を取得できない。逆に荒れた土地を手放したいという人がいますが、2反5畝以上ないと農家じゃないと買えない。これ以上ないと売れないということは大変で、結局はあきらめる状態です。非常に硬直化しているこの状態を何とか打破する意味でも、この下限要件を撤廃する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p> <p>下限面積は法定で50アールというのがあって、ただ地域の経営の面積が4割程度であれば2反5畝の方が4割程度いるということで、2反5畝を設定してまして、それは県内の中でも一部佐伯市の大入島、竹田市の一部は1反という部分もありますけれど、県内の中でも特に面積は下げているほうで、これ以上は下げられないといった状況でございます。</p> <p>その下げられない理由というのはどういうことでしょうか。ここに書いてあるとおりに、小さいと生産性が低く農業経営が効率的に行えないと、十分2反5畝でも経営ができないと思うのですが、これ以上荒らさない意味でも、小さくてもやる気がある人には農地の売買は良いのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。</p>
--	---

<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>実態として、2反5畝というのはかなり小さくて、それ以上下げてもあまり支障がないのではないかいうことは当然思われるかもしれませんが、2反5畝あるいは2反、3反というのを一般に適用しますよと決定をしなければなりません。それを決定するにあたっては区域内の農家の4割程度の数が、例えば2反に設定しようとするならば区域内農家の4割程度が2反以下であるといった状況にならないと設定はできない、逆に言うそうですね、となっておりますので、今日田市は本来センサスの数値をそのまま使えば、センサスは10アールごとの数字になりますので、3反というところを、2反から3反の間にいる面積の半分の人数を使ったりして、2反5畝までギリギリに下げているといったところでございまして、これを2反に下げるといのはなかなかできないといった状況があります。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学)</p>	<p>わかりました、それでは、そういった相談があった時は、諦めてくださいと言うしかない。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>そうですね、こちらについては空き家バンクとか使った場合は例外になりまして、一般には2反5畝を適用しなければいけないということになります。 補足しますと、農地を取得の場合は2反5畝というのが、ほぼ絶対要件になるのですが、農地を借りたい、所有権移転ではなく借入れという場合については、農業委員会の役員会で面接をして貸し借りなら認めようということとしております。</p>
<p>議 長 (小山一善) 農地委員 (佐藤 学) 議 長 (小山一善)</p>	<p>佐藤委員、よろしいですか。 はい それは過去にも前例があります。前例というのが、ドライフラワーを作っている方が花を作るのにそういう面積は要りませんからということで、やる気があるかないかを、役員会に来ていただいて面接した結果、やる気があるということで判断して、数アールでも借り手として認めた経過はあります。もしそういうのがあれば、ぜひあっせんしていただきたいと思います。</p>

<p>事務局 (兵頭康之)</p> <p>議長 (小山一善)</p>	<p>補足します。農地法3条上は2反5畝というのは絶対あるのですけれど、利用権設定については柔軟にできる部分がありまして、貸し借りについては面接を経て認めるという場合もあり得るということでお願ひします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、下限面積については、今までどおりでやっていきたいと思ひます。</p> <p>続きますして、議案第7号ですが、8号になっていますが、7号に訂正をお願ひします。3月調査委員の選任についてでございますが、こちらのほうからご指名よろしいでしょうか。</p> <p>それでは3月の調査委員については、3番栗秋喜一委員、9番伊藤明美委員、16番森克男委員のご三方にお願ひします。調査委員長は9番の伊藤明美委員にお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きますして、報告でございます。</p> <p>報告第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について</p> <p>続きますして、その他でございます。</p> <p>(1) 意見発表（中止）</p> <p>(2) 令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画（案）について</p> <p>(3) 1月戸別訪問集計について</p>
--	---

(4) 3月現地調査

日 時 3月27日(金) 午前9時

(5) 3月定例総会

日 時 4月8日(水) 午後1時30分

会 場 7階 大会議室

(6) 行事日程

3月 4日(水) 大分県農業会議監查理事会(会長)

3月10日(火) 農地利用最適化推進委員選考委員会

3月19日(木) 常設審議委員会(会長)

3月25日(水) 大分県農業会議臨時総会(会長)

(7) その他

- ・「2月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「2月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日
- ・農地パトロールの結果について

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年4月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 1 2 番